

# 松江市立しんじ幼保園

## 施設の概要

(令和6年4月1日現在)

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	松江市立しんじ幼保園
施設の所在地	松江市宍道町宍道458番地2
連絡先	電話番号0852-66-8008 FAX0852-66-0060
運営主体	松江市
管理者	園長 長嶋 良江
対象児童	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育・教育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	幼稚園機能(1号認定) 30人 保育所機能3歳以上(2号認定) 145人 保育所機能3歳未満(3号認定) 75人
開設年月日	平成23年4月1日
敷地面積	8,254.65 m <sup>2</sup>
建築面積	延べ 3,492.43 m <sup>2</sup>
建築構造	鉄骨造り2階建て

## 職員構成

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
教頭	2	2	—	
保育教諭	29	29	—	
看護師	1	1	—	
養護教諭	1	—	—	兼務
調理員	10	3	7	
事務員	1	—	1	
清掃員	2	—	2	
加配・指導員・介助員	7	4	3	
フリー	7	5	2	
一時預かり担当	2	1	1	
早番・長時間担当	13	1	12	

※令和6年4月1日現在の職員構成です。

## <職員の勤務体系>

午前7時から午後7時まで、ローテーションにより勤務します。勤務日及び勤務時間帯は各職員により異なります。

# 1 運営の目的・方針



松江市立しんじ幼保園は、以下の運営方針に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上のこどもに対する教育並びに保育を必要とするこどもに対する保育を一体的に行い、これらのこどもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例、その他関係法令に基づいて、適切に事業を運営します。

- (1) 幼稚園機能と保育所機能のそれぞれの良さや特徴を生かし、教育と保育を一体にして、就学前教育・保育の充実を図ります。
- (2) 3歳以上の幼児については、保育を必要とする、必要としないにかかわらず、同じ年代の幼児が等しく教育・保育を受ける環境を確保します。
- (3) 保育時間の違いや集団生活の経験の有無など、様々な違いがある乳幼児と一緒に生活することに配慮しながら、保育を実施します。
- (4) 就労形態・保育ニーズなど、様々な家庭環境の保護者の交流を促進し、生涯学習の視点にたった地域での子育て支援の充実を図ります。

## 2 組編成（R6.4.1 現在）

年 齢		0歳児	1歳児		2歳児	
組		たんぼぼ	すみれ	ちゅうりっぷ	ひまわり	ゆり
人 数	1号認定	—	—	—	—	—
	2・3号認定	9名	19名	16名	18名	18名

3歳児		4歳児		5歳児		計
みかん	もも	うさぎ	こあら	ぱんだ	こぐま	
4名	4名	2名	3名	2名	1名	16名
18名	18名	18名	17名	17名	17名	185名

## 3 教育・保育を提供する日及び時間・提供しない日

### (1) ≪幼稚園機能（3～5歳児）≫ 1号認定

【提供する曜日】

- ・月曜日から金曜日まで

【提供時間】

教育及び保育の時間	預かり保育	延長保育
8：30～14：00	14：00～16：30	16：30～18：00

☆3歳児の降園時間は、給食開始までは11時30分です。

☆預かり保育、延長保育は有料となります。

☆預かり保育は、長期休業中（学年始・夏季・冬季・学年末）8時30分から16時30分まで利用できます。

☆延長保育は、令和8年3月末までの2年間のみ利用できます

【提供しない日】

- ・土曜、日曜日、祝日
- ・学年始休業日：4月1日から4月7日まで
- ・夏季休業日：7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日：12月26日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日：3月25日から3月31日まで
- ・特別の事情のため、園長が市長の承認を受け、休園と定める日
- ・園長が特に必要と認める日

(2) ≪保育所機能（0～5歳児）≫ 2号認定・3号認定

【提供する曜日】

- ・月曜日から土曜日まで

【提供時間】

認定	教育及び保育の時間	延長保育
保育標準時間認定	7:00～18:00	18:00～19:00（月～金）
保育短時間認定	8:30～16:30	[前延長] 7:00～8:30（月～土） [後延長] 16:30～19:00（月～金） 16:30～18:00（土）

≪保育標準時間・保育短時間認定について≫

☆保育を必要とする事由と実情に応じて松江市が認定します。

保育標準時間は、一日あたり最長11時間まで利用できます。

保育短時間は、一日あたり最長8時間まで利用できます。

☆「就労」については、就労時間帯や通勤時間等に応じて認定します。

就労で認定している場合、父・母いずれも120時間以上の方は、保育標準時間となります。また、父・母のいずれかの保育を必要とする時間が月48時間以上120時間未満の方は、保育短時間となります。

**「求職活動」及び「育児休業中の継続利用については「保育短時間」となります。**

雇用の形態が変わった場合にはその都度必要な書類の提出が必要となります。

☆延長保育は有料となります。

【提供しない日】

- ・日曜日、祝日
- ・年末年始：12月29日から1月3日まで
- ・特別の事情のため、園長が市長の承認を受け、休園と定める日

## 4 学年及び学期

### (1) 学年

学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

### (2) 学期

学年を次の学期に分けています。

- ・ 第1学期 4月1日から7月31日まで
- ・ 第2学期 8月1日から12月31日まで
- ・ 第3学期 1月1日から3月31日まで

## 5 一日の生活の流れ

	保育所機能（3号認定）						保育所機能（2号認定）						幼稚園機能 （1号認定）		
	保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定					
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:00	延長保育			7:00～登園			延長保育			7:00～登園 にこここルームへ					
8:30															
9:00	各クラスへ			各クラスへ			各クラスへ			各クラスへ			8:30～登園 各クラスへ		
	遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ 【カリキュラムに基づく活動】			遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ 【カリキュラムに基づく活動】			朝の会 遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】			朝の会 遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】			朝の会 遊び等 【カリキュラムに基づく教育活動】		
11:00	昼食			昼食			昼食			昼食			昼食		
12:00	午睡			午睡			【カリキュラムに基づく教育活動】			【カリキュラムに基づく教育活動】			【カリキュラムに基づく教育活動】		
13:00							午睡			午睡			預かり保育 午睡 おやつ		
15:00	遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			遊び・休息 授乳・離乳食・おやつ			おやつ			おやつ			遊び等		
16:00							遊び等			遊び等					
16:30															
17:00	延長保育						延長保育						延長保育		
18:00															
19:00				延長保育						延長保育					

## 6 提供する教育・保育等の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用こどもの心身の状況等に応じて、教育・保育その他の便宜の提供をします。

### (1) 教育・保育

上記3に記載する時間において教育・保育を提供します。

#### ① 豊かな生活体験を通して生きる力の基礎を培います。

- ・いろいろな人とのかかわりの中で、思いやりの気持ちや人への信頼感を育てます。
- ・発達に応じた遊びや、豊かな自然体験・生活体験・社会体験を通して、進んで取り組む意欲を育てます。
- ・日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自分のことは自分でしようとする意欲を育てます。

#### ② 異年齢のかかわりを活かした育ち合いが生まれる活動の工夫をします。

- ・0歳児から5歳児までの幅広い年齢の乳幼児が自然に触れ合う交流を通して、思いやりの気持ちやあたたかい心を育てます。

#### ③ 安定した生活リズムへの配慮をします。

- ・様々な生活時間を過ごすこどもたちが、安定した時間を過ごせるように、環境や生活時間の工夫をしながら一人一人の生活リズムの違いに配慮した保育を行います。

#### ④ 特別支援教育コーディネーターを中心に一人一人の発達に応じた必要な支援を行います。

- ・こどもの発達は一人一人に違いがあります。発達の状況や特性の把握に努め、健やかな成長につながるよう、個別支援の充実を図ります。
- ・松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）等とも連携し、乳幼児期から一貫した相談・支援を行います。

### (2) 給食の提供

#### ① 給食を通して健やかな心と体を育てます。

- ・家庭との連携を取りながら、こどもの食欲、食べる量、食べ物の嗜好など個人差に十分配慮し、食育を進めていきます。
- ・食物アレルギー等で除去食等の対応が必要な場合は、保護者の方と話し合いをしながら進めていきます。
- ・献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) 預かり保育事業・延長保育事業

上記3に記載する時間において教育・保育を提供します。

#### ① 預かり保育事業・延長保育事業により、保育の充実を図ります。

- ・保護者の皆様の就労形態の多様化にともなう新たな保育ニーズに対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育し、安心して子育てができる環境を整えます。

### (4) 子育て支援事業

#### ① 家庭や地域と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・家庭と十分に連絡し合い、楽しく充実した子育てを支援します。
- ・公民館・小学校・幼稚園・保育所・行政機関・医療機関等の関係機関と連携をもちながら、保育・教育を進めていきます。
- ・子育て相談会や講話会、講習会等を実施します。

## (5) 一時預かり事業

- ① 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行います。※令和5年度は、3・4・5歳児のみ実施

## 7 利用に当たっての留意事項

### (1) 健康管理について

- ・入園当初は非常に緊張し疲れやすいので、睡眠と食事に十分気をつけましょう。
- ・登園前、朝の健康状態をよく見て、異常があれば適切な処置をし、園に連絡をしましょう。
- ・病気の時は早めに受診しましょう。朝はよくなっている、前日に具合が悪かった場合はお知らせください。
- ・保育中に発熱など身体の異常が見られた場合は、保護者の方に連絡いたします。症状によってはお迎えをお願いすることがあります。連絡先を明確にしておいてください。
- ・持病等のある場合は、入園当初にお担任に知らせください。

### (2) 通園について

- ・送迎をされる方は、保護者用名札の着用をお願いします。通常送迎者以外の方へのお子さんのお渡しはできません。ご承知おきください。
- ・通園については保護者が責任を持ち、交通事故がおきないようにしてください。また、可能な方は親子で徒歩通園をし、お子さんが安全な歩き方を身につけられるようにしましょう。
- ・自家用車で送迎される方は交通ルールやマナーを守り、事故のないようにしましょう。「幼保園の駐車場を安全に使用していただくために」…**別紙1**をご確認ください。
- ・幼保園前の横断歩道では左右を確認し、手を挙げてわたりましょう。駐車場を斜め横断しないようにしましょう。
- ・欠席や事情で遅れる場合は、給食の食数を確定するため、コドモンの連絡機能または電話（66-8008）で、9時までに必ず連絡してください。

### (3) 家庭への連絡について

- ・幼保園からの連絡は次の方法で行います。  
園だより、おたより、玄関のホワイトボード、口頭、コドモンのお知らせ一斉送信機能など  
※家庭への連絡はおたよりが中心です。毎日、帰宅後はおたより袋の中を確認するようにしてください。（園行事、給食日、弁当日（月1回程度）等の予定は、毎月発行の“園だより”でお知らせします。）  
※個人的な連絡事項は連絡帳を活用してください。  
※ご家族の皆様が連絡事項を把握できるように伝言をお願いします。送迎される方が変わる場合にはそのことを共有してください。

### (4) 緊急時の対応について

- ・教育・保育の提供中に、こどもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、囑託医またはこどもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・「緊急連絡カード」を後日担任よりお渡しします。記入後、担任まで提出してください。
- ・住所、緊急連絡先が変更になった場合は、その都度、速やかに連絡してください。
- ・保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

## (5) 感染症について

- ・ 感染症により出席停止を要する病気があります。医師の指示に従って登園してください。  
(はしか、水痘、風疹、耳下腺炎、インフルエンザ、コロナ、プール熱、皮膚病など)
- ・ 医師による登園許可書は必要ありませんが、必ずかかりつけ医を受診し集団生活が可能か状態だと判断を受けてから、「登園届AまたはB」を保護者の方が記入し、登園時に園に提出してください。
- ・ 各クラスの感染症発生状況は、昇降口に掲示します。毎日更新しますので、ご覧ください。

## (6) 投薬について

- ・ 投薬については事故防止のために原則行いません。ただし、持病があり継続的に投薬の必要のあるお子さんや、症状によってやむを得ず投薬が必要な方がいらっしゃいましたら園へご相談ください。なお、園で投薬が必要な場合は、医師から処方された薬のみ対応します。登園時、所定の用紙に記入・押印をして提出してください。(できるだけ、病院に朝夕の処方をお願いしてください。)

## (7) PTA 組織への加入について

- ・ 本園には保護者の方と職員が会員のPTA組織があります。ご家庭と園が共に手を携えながらお子さんの成長を見守っていくための組織です。加入については検討ください。ご協力のほどよろしくお願い致します。

# 8 利用料等及び支払方法

## (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

- ・ 0～2 歳児…保育料は、保育所幼稚園課で決定し通知されますので、松江市に納めてください。  
(保育料の納付は金融機関口座自動引き落としをご利用になれます。)
  - \* 毎月負担していただく保育料に、主食・副食(おやつ含む)の完全給食の費用が含まれています。
  - \* 長期欠席の場合でも決定された保育料の月額が変わりません。
  - \* 月の途中で退所された場合は日割り計算となります。
- ・ 3～5 歳児…幼児教育・保育の無償化制度により、保育料が無償となります。

## (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表1から別表4に掲げる費用を負担していただきます。

### ① 3歳以上児の給食費

- ・ 月額6,100 円(主食費 月額1,600円 副食費 月額 4,500円)です。翌月、集金袋にて集金します。
  - \* 長期間(1 か月以上1 か月単位)にわたり、登園しないことがあらかじめ分かっている場合は、欠席される月の前月 1 日までに申し出ていただいた場合には、給食費は集金しません。
  - \* ご家庭の就労状況などにより1 か月単位で、土曜日に登園されない場合は、その月の土曜日分の給食費はいただきません。その場合は月額を減額し、月額 4,880 円(主食費 月額 1,280 円 副食費 月額 3,600 円)です。
  - \* 副食費が免除される方へは「副食費徴収免除決定通知書」が保育所幼稚園課から送付されます。

## ② 延長保育料

保護者の方の勤務時間等の事由により延長保育を必要とする園児が対象です。延長保育を利用される方は、登録が必要ですので、職員室までお申込みください。利用された方へ翌月、集金袋にて集金します。

## ③ 預かり保育料

無償化認定を受けておられないご家庭は、預かり保育を利用された際に利用された日数分を翌月集金袋にて集金します。預かり保育利用申込書を利用する月の前月末日までに園へ提出してください。

## ④ 医療費の給付掛け金

園でけがをされた場合、医療の給付を受けるために園児全員に『独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」』に加入していただきます。入園時に同意書を提出していただきます。集金袋にて集金します。

## ⑤ そのほか必要となる費用

- ・教育振興会費
- ・行事経費、写真代等（必要に応じて実費徴収します。）集金袋にて集金します。

## ⑥ 一時預かり保育料

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった就学前児童について、一時預かり保育をします。後日、利用分を集金袋にて集金します。

# 9 利用の開始及び終了と現況届

## （1）利用の開始について

### ① 1号認定（幼稚園機能）

入園願書の提出が必要です。直接当園に、お申し込み下さい。

入園を希望する幼児が定員を超えた場合、市の選考基準により入園する幼児を決定します。

### ② 2号認定・3号認定（保育所機能）

松江市が行う利用調整により、入園が決定します。松江市保育所幼稚園課へお申し込み下さい。

## （2）以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

- ① お子さんが小学校に就学したとき
- ② 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（家庭保育が可能になった場合は、園長までお知らせください）
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## （3）退園届出について

家庭の都合等で転園、退園される場合は、手続きが必要ですので早めにお申し出ください。

## （4）教育・保育給付認定現況届について（2号認定・3号認定）

教育・保育給付認定を受けた時点の保育を必要とする事由が、変更なく継続していることを確認するために、毎年現況届を提出していただきます。手続きについては時期になりましたらお知らせします。



## 10 学校医・嘱託医等

### (1) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	松江市国民健康保険来待診療所
医院長名	山田 顕士
所在地	松江市宍道町上来待 213-1
電話番号	0852-66-0002

### (2) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	あま歯科クリニック
医院長名	尼ヶ崎 知也
所在地	松江市宍道町佐々布 208-35
電話番号	0852-66-7278

### (3) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

医療機関の名称	松江生協病院
薬剤師名	内藤 明
所在地	松江市西津田 8 丁目 8-8
電話番号	0852-23-1111

## 11 非常災害時の対応について

### (1) 非常時の対応

- ・非常時及び災害時には園で定めている防災計画、不審者対応マニュアル、原子力防災マニュアル、市で定めている災害時における保育所等の休園基準により対応します。
- ・安全計画を作成し、コドモンの資料室に公開しています。
- ・保護者へは、コドモンで連絡します。速やかに緊急連絡の内容を届けるため、全員の方にコドモンの登録を必ずしていただくようお願いしています。

### (2) 避難・消火訓練

- ・避難および消火の訓練は、毎月1回以上行います。
- ・火災や地震、原発事故、不審者対応など様々な事案を想定し、園全体で取り組みます。

### (3) 避難場所

- ・第一避難場所：園庭
- ・第二避難場所：駐車場

※緊急時には幼保園の電話等通信網が使えないことも考えられます。その場合、園昇降口の避難場所の掲示を確認してください。緊急車両の乗り入れも考えられますので、できるだけ車は控えてお迎えをお願いします。

## 12 虐待防止のための措置について

園で作成した虐待防止マニュアルに基づき、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

## 13 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	内藤麻理子・石川 貴志	教頭
相談・苦情解決責任者	長嶋 良江	園長
第三者委員	玄行由紀子	66-2333 主任民生児童委員
	柴田 美穂	66-3396 主任民生児童委員

## 14 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 15 クラス発表について

3月27日(水) 16:00～ 玄関ポーチに掲示します。

※ 帽子はクラスごとに色を決めています。3・4・5歳児は、クラスが決定後申し込みを行います。

別表1 3歳以上児の給食費

項目	対象	金額
主食費	月曜日から土曜日利用者	月額 1,600円
	月曜日から金曜日利用者	月額 1,280円
副食費	月曜日から土曜日利用者	月額 4,500円
	月曜日から金曜日利用者	月額 3,600円

別表2 延長保育料

児童区分	世帯区分	日額					月上限額
		午前7時から午前8時まで	午前8時から午前8時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで	
保育短時間認定の児童	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	低所得世帯	20円	10円	10円	20円	100円	1,000円
	その他の世帯	60円	30円	30円	60円	300円	5,000円
保育標準時間認定の児童	生活保護世帯					0円	0円
	低所得世帯					100円	1,000円
	その他の世帯					300円	5,000円
その他の児童	生活保護世帯			0円	0円		
	低所得世帯			10円	20円		
	その他の世帯			30円	60円		

※低所得世帯・・・市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯

※1か月の延長保育料の合計額が月上限額を超える場合は、当該月の延長保育料は月上限額となります。

別表3 その他の料金

項目	対象	金額
預かり保育料	預かり保育利用者	日額 270円
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度保護者負担金	全園児	年額 205円
そのほか必要となる費用	教育振興会費	0～2歳児 月額 500円
		3～5歳児 月額 800円
	行事経費、写真代等	参加者 実費

別表4 一時預かり利用料

世帯区分	年齢区分	日額	
		4時間未満	4時間以上
松江市内在住世帯	3歳未満児	800円	1,600円
	3歳以上児	650円	1,300円
松江市外在住世帯	3歳未満児	850円	1,700円
	3歳以上児	700円	1,400円

※年齢の基準日は、利用する日の属する年度の初日の前日とする。